

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(H P 版議事録)

(整理番号0896)

第2回特定最低賃金専門部会（機械）

令和6年10月25日 非公開

開催日時	令和6年10月25日	9時35分～10時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名です。</p> <p>従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表委員の [] 委員は所用により本日欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、[REDACTED]部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局からご説明がありますのでお願ひします。</p>
事務局	<p>本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただることになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ただいまの説明について、ご質問等ござりますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>それでは、事務局のご説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提案いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致で取りまとめができますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>[REDACTED]委員お願いします。</p>
[REDACTED]委員	<p>労働者側の[REDACTED]です。</p> <p>特定最低賃金は、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要だと考えています。</p> <p>具体的な金額について、連合本部が9月に公表した、都道府県別</p>

	<p>リビングウェイジの群馬の時間額は 1,100 円です。 ここを目指して 94 円を要求します。 以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、使用者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] です。 基本的にはそんなに上げたくないのですが、インフレが話題になっていまして、日銀のインフレのターゲットは 2 %、これを現行額 1,006 円にかけまして 20.12 円で、端数を切り捨てまして 20 円を回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額 94 円の提示がありましたが、使用者側委員からのご提示が 20 円でした。 それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、74 円の開きが現状あり金額の開きが大きいようです。 労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。 ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側の [] です。 2030 年までに時給 1,500 円を達成するために、現行との差額は 494 円、これを 7 年かけて上げていくために 71 円を要求いたします。 以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] です。 世の中で言われている賃上げ水準が 5 % 程度でございます。 今回はその半分の 2.5 % を見まして、これに 1,006 円をかけて 25.15 円、端数切り捨ての 25 円で回答をします。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 71 円を提示され、使用者側委員からは 25 円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ隔たりがございますので、もう少し歩みよれないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>労働者側 [] です。</p> <p>2024 年春闘にて、連合群馬集計分の賃上げ率は 6.4%、これを現行額にかけて 64.384 円、切り上げて 65 円を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、先ほどの 6.4% に、帝国データバンクが最近価格転嫁に関して調査をしておりまして、大体、価格転嫁率が 45% という数字が出ております。</p> <p>そこで、6.4 に 45% をかけて 2.88%、これに現行額の 1,006 円をかけまして 28.97 円、端数を切り捨てて 28 円を回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来ていますが、まだ開きがあるようです。</p> <p>賃金引上げについて年々社会的関心は高くなっていますが、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もありますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に發揮していただいて設定されるという性格のものであります。</p> <p>この趣旨をお汲みいただいた上で、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側 [] です。</p> <p>先ほどは連合群馬集計分の 6.4% をかけまして、端数を切り上げ</p>

	ましたが、今度は端数切り捨ての 64 円を要求させていただきます。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	特定最賃は地賃に飲み込ませたいと思っております。地賃と同額の賃上げは考えておりません。 先ほどは 2.88% とお話しましたが、端数を切り上げて 3%、これに現行額 1,006 円をかけて 30.18 円、端数を切り捨てて 30 円を回答いたします。
部会長	労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員からお願いします。
■ 委員	労働者側 ■ です。 労働側では、地賃の妥結額と同額またはそれ以上と考えていますが、歩み寄りは必要だと思います。 県内 4 業種それぞれの最低額の加重平均は 1,127 円となっています。これと現行額の差額 121 円を 2 年かけて引き上げる考え方の下、60.5 円を切り上げて、61 円を要求させていただきます。以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
■ 委員	はい、使用者側委員の ■ です。 昨年度 2023 年度の前橋市の消費者物価指数は、前年同期比 3.2% であり、この数字をベースに現行額 1,006 円にかけまして 32.19 円、切り捨てて 32 円の回答といたします。
部会長	ありがとうございました。 労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって

	<p>来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩みよれな いでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>■ 委員 はい、労側 ■ です。</p> <p>先ほどは 60.5 円の端数を切り上げましたが、今度は端数を切り 捨てて 60 円を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>■ 委員 はい、経団連がですね、集計しております今春闘の中小企業の賃 上げ率は 4.01%。</p> <p>これに 1,006 円をかけまして 40.34 円、端数を切り捨て 40 円と 回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>労使双方が歩み寄っていただいている、金額の開きが縮まって 来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩みよりが お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>■ 委員 はい、労働者側 ■ です。</p> <p>まだ金額に隔たりがありまして、歩み寄りが必要とのことです ので、こちらとしても歩み寄りをさせていただきたいと思います。</p> <p>中央最低賃金審議会にて頻繁に購入する品目の消費者物価指数 は 5.4% であり、これに 1,006 円をかけて 54.32 円、端数を切り上 げて 55 円を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>■ 委員 はい、 ■ です。</p> <p>我々が最賃の議論で使っている第 4 表の、パートのみの賃上げ率 は 4.3% あります。</p>

	これに 1,006 円をかけまして 43.25 円、端数切捨てで 43 円を回答いたします。
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 55 円を提示され、使用者側委員からは 43 円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側 [] です。</p> <p>先ほどは、頻繁に購入する品目の消費者物価指数の 5.4% に 1,006 円をかけた 54.32 円を切り上げましたが、今回は端数を切り捨てて 54 円を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、連合本部が集計したいわゆる春闘の中小の賃上げ率が 4.45% ということですが、これに 1,006 円をかけまして 44.767 円、端数切捨てで 44 円を回答します。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 54 円を提示され、使用者側委員からは 44 円が提示されております。</p> <p>お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側 [] です。</p> <p>現在の 4 業種の単純平均額は 1,008.75 円です。</p> <p>これに地賃の賃上げ率 5.34% をかけて 53.86 円、端数切り捨て 53 円を要求させていただきます。</p> <p>以上です。</p>

部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、[]です。 先ほどは端数を切り捨て44円と回答しましたが、今回は端数を切り上げて45円を回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金は労使委員の皆様がイニシアティブを十分に発揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。 ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員お願いします。 []委員お願いします。
委員	はい、労働者側[]です。 労働側としては、地賃と同額以上の引き上げを目指しています。 よって、先ほどと同額の53円を要求させていただきます。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、[]です。 歩み寄りを言うことで、先ほど回答した45円から1円引上げ46円を回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 先ほどより、さらに歩み寄っていただきましたが、まだ金額に隔たりがありますので、もう少し歩み寄りをお願いできればと思います。 労働者側委員はいかがでしょうか。 []委員お願いします。
委員	はい、労働者側[]です。

	連合本部が集計した今春闘の賃上げ率は 5.1%、これに 1,006 円をかけて 51.30 円、端数切り上げて 52 円を要求させていただきます。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、もはや決めるための歩み寄りでございます。 1 円歩み寄り 47 円を回答します。
部会長	ありがとうございました。 ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 52 円を提示され、使用者側委員からは 47 円が提示されております。 お互いに歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩みよりをお願いできなでしようか。 労働者側委員からご意見をお願いします。
委員	はい、労働者側の [] です。 先ほど [] 委員の方からですね、決めたいということで 47 円まで歩み寄っていただきました。 先ほどから部会長よりお話を聞いていますように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいこともありますし、腹を割って協議するために、ここで労使のみで協議をさせていただきたいという風に考えております。
部会長	ただいま、労働者側委員から労使による協議の申し出がありました。 これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
委員	はい、 [] です。 こちらも望むところでございまして、ぜひ協議をさせていただきたいと思います。
部会長	それでは、使用者側委員の同意もございましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。 協議のため一時休会といたします。

	<p>労使委員の皆さんがあと次第再開いたします。 よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>協議をしていただきます別室をご案内いたします。</p> <p style="text-align: center;">【労使協議のため休会】</p>
部会長	<p>協議お疲れさまでした。 審議を再開いたします。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どうからご発言いただけますでしょうか。</p> <p>委員お願いします。</p>
委員	<p>労側委員のでございます。 結論から申し上げます。 いただいた時間の中、労使双方で主張をさせていただいて、最終的には50円という金額で合意をさせていただきました。ありがとうございます。</p> <p>経過につきまして、まず私共労側の方から、特定最賃については地賃を下回らない、一定の水準を上回るという考え方の下、今年の地賃50円ということで、連合本部の賃上げ率5.1%、51円の要求をさせていただきました。</p> <p>それに対して、使用者側からは、地域別最賃の引き上げ額を特定最賃が上回るということは考えられないというご意見で、1円歩み寄って48円の提示をいただいたところでございます。</p> <p>その後は労使双方で主張が平行線を辿って、金額の歩み寄りというところがなかなか進まなかった訳ですけれども、特定最賃は、労使のイニシアティブを充分に發揮して合意するというところが望ましいという考え方の中で、労側としては1円歩み寄って50円を要求させていただきました。</p> <p>これに対して、使用者側も1円歩み寄りというところで、49円を提示していただいたという形になります。</p> <p>その後、改めて賃上げについて、労使双方考え方を主張して協議を行いました。</p> <p>賃上げの課題の一つに、労務費の価格転嫁が進まない状況というところがありますけれども、今後これまで築いてきた関係性を活かしてですね、労使でそれについて取り組んでいくということ、また、特定最賃の賃上げの在り方についても協議をしていくこと、というところをもって、使用者側から50円の提示をいただきました。</p>

	<p>たので、この金額で合意をさせていただいたという形になっております。</p> <p>ここまで、使用者側委員の皆様には真摯に論議をしていただきまして、本当に感謝を申し上げます。</p> <p>経緯については以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、[]です。</p> <p>結論そのものはそのとおりでございます。</p> <p>使用者側としましては、従来主張しております、特定最低賃金は屋上屋を架すものであり必要ないというところ、ただ、労使関係もあるのでこれまで審議を重ねてまいりましたが、ここまで地域別最低賃金が上がってくると、もはや差をつけることも必要ないのではないかという風に考えております。</p> <p>そういう意味も含めまして、今後の労使で特定最低賃金の在り方について議論を進めていくことは、非常に重要なことだなという風に思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の労使委員はご意見ありますでしょうか。</p>
労使委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言があり、本製造業の最低賃金を時間額 1,056 円とすることで合意されております。</p> <p>公益委員の方はご意見ございませんか。</p>
公益委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それではまとめさせていただきます。</p> <p>労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見のとおり、本製造業の最低賃金額を現行の 1,006 円から 50 円引上げ、時間額で 1,056 円とするということでよろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様、異議はございませんか。</p>

各委員	【異議なし】
部会長	<p>委員の皆様の異議なしを確認いたしました。</p> <p>よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の手続きについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の案と答申文の案を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、事務局の準備が終わるまで一時休会といたします。</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】</p>
事務局	<p>それでは、報告書及び答申文が用意できましたので再開をお願いいたします。</p> <p>【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配布】</p>
部会長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、報告書について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>報告書及び答申書の別紙について、金額以外に一部修正がございますので、説明をさせていただきます。</p> <p>日本標準産業分類が、本年4月1日付けで改定されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用業種の範囲について、カンマ（,）から読点（、）に修正することとされたことから、報告書及び答申書の別紙の「2 適用する使用者」の2行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間にについて、前年度までカンマ（,）であったところ、お手元の案のとおり読点（、）に修正したことをご報告いたします。</p> <p>それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。</p>

事務局	【報告書（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆様に報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって、群馬地方最低賃金審議会長あて報告することとします。 続いて答申文について説明してください。
事務局	本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会長名で作成しております。 答申文の案を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。
事務局	【答申文（案）朗読】
部会長	委員の皆様に答申文の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
	【部会長から労働基準部長に答申文手交】
部会長	答申が無事終わりました。 各委員の皆様のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。 大変ありがとうございました。 それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>ご答申をいただきましてありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>
労働基準部 長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、■部会長から、令和6年度の一般機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月8日に諮問をさせていただき、その後、委員の皆様には、真摯なご議論を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ご審議、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定につきまして2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日となっているところでございます。</p> <p>従いまして、すべての業種の答申が出揃った日を起算日として、異議の申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合には11月15日の金曜日に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定しております。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で12月28日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行</p>

	<p>われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>今後の予定について説明がありました。</p> <p>1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっていること。</p> <p>また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって12月28日となるということを確認しました。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局ご説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではそのようにいたします。</p> <p>最後に、議題(2)その他について、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。

ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。
これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。
ご審議お疲れさまでした。